



森町景観計画

令和4年9月：静岡県森町

目次

第1章 景観計画策定の目的と構成	1
1. 策定の背景	1
2. 策定の目的	2
3. 計画の位置付けと期間	3
4. 景観計画の構成	4
5. 景観計画の区域	5
第2章 森町の景観に関する現況と課題	6
1. 森町の現況	6
2. 景観要素ごとの現況と課題	20
3. エリアや軸ごとの景観現況	36
4. 景観に関する町民意識調査の結果	42
第3章 景観形成方針	44
1. 良好な景観形成に関する方針	44
2. 計画の実現に関する施策	50
3. 行為の制限	60
4. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	65
5. 景観形成重点地区等	69
第4章 計画の推進	74
1. 計画の推進体制と役割分担	74
2. 計画の進行管理	75



第1章 景観計画策定の目的と構成

1. 策定の背景

我が国では、2003年（平成15年）7月に「美しい国づくり政策大綱」が策定され、美しい国づくりを目指す方向性が示されました。その後、2004年（平成16年）6月に景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、それぞれの自治体が、自然や歴史と文化を基盤とした個性豊かなまちを適切に保全し、継承していくことが求められており、全国各地で地域の景観特性をいかした景観まちづくりの取り組みが進められています。

森町は、森町総合計画で、「住む人も訪れる人も『心とらぐ森町』」を将来像として掲げ、森町都市計画マスタープランや森町立地適正化計画では、「森町における「豊かな暮らし」の維持」を目標として掲げ、取り組んでいく必要があるとしています。

また、森町では「遠州の小京都まちづくり」を推進しており、今後、観光地や史跡・旧跡及び太田川の自然景観等の保全・活用により良好な景観形成を図るなど景観施策を計画的に進めるため、2017年（平成29年）11月1日に景観行政団体になりました。

街の暮らしも田舎暮らしも楽しめる環境



生まれ育った愛着のある町で健康に暮らし続けられる



人と地域のつながりがある暮らし



豊富な地域資源がある暮らし



■ 景観計画とは

- 景観計画は、地域の個性を ^い活かした景観の維持・継承・創造を積極的に進めるため、方針を示すだけでなく、建築物等に関わる規制や積極的に保全すべき建造物等を指定し、良好な景観の保全・形成を図ることができる計画

2. 策定の目的

森町都市計画マスタープランや森町立地適正化計画で掲げている「豊かな暮らし」の捉え方は町民一人一人異なりますが、森町都市計画マスタープランでは、「例えば、街の暮らしも田舎暮らしも楽しめる環境や元気な高齢者、人や地域とのつながり等が想起される」としています。また、多くの町民が町の自然や歴史文化等に愛着を持って暮らしています。

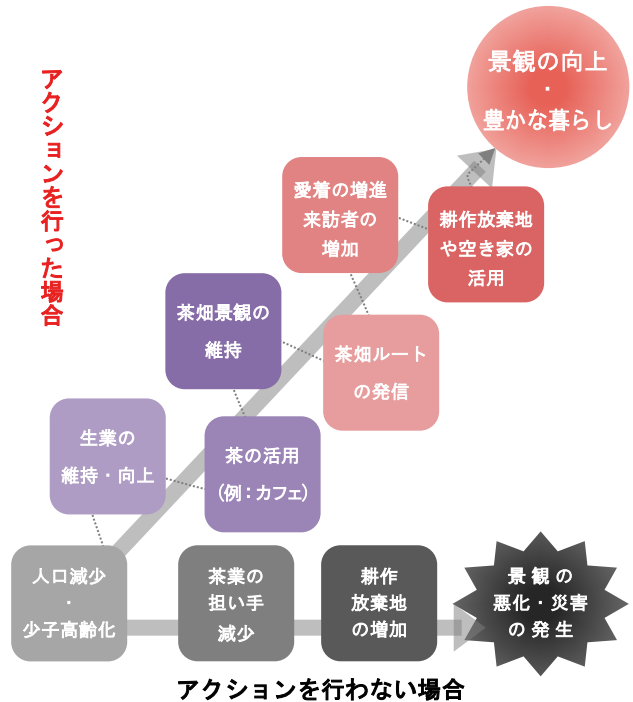
これらを踏まえると、森町の特徴的な景観は人々の暮らしやまちづくりに関わる活動の積み重ねの中で形成されてきたものであり、景観も「豊かな暮らし」を実現するための重要な要素の一つであると考えられます。

しかし近年、人口減少・少子高齢化が進行し、空き家・空地の増加や、担い手の減少、山林の荒廃・耕作放棄地の増加等が懸念されており、日常の中に当たり前存在していた景観が失われるおそれがあります。一方で、景観を構成する要素は多岐にわたるため、景観を活用した取組が、これらの課題の解決につながる可能性もあります。

そこで、森町総合計画や森町都市計画マスタープラン等の上位関連計画における将来像の実現を目指し、景観条例等による規制のみを目的とするのではなく、景観に対する意識の向上や景観に関わるアクションを誘発し良好な景観形成を図ることを目的として『森町景観計画』を策定します。



■ 景観の取組と効果のイメージ (茶園等、農地に関する景観の例)



■ 景観とは (第一回森町景観計画策定合同会議 横浜国立大学 野原准教授の講話から)

- 「景観≠お化粧」、「景観＝顔色」である。
- ・ 景観は、地域の元気さが表れたもの。地域の意図や特徴・元気さがそのまま表れる。
- ・ その意味で、やはり景観はまちの盛衰に関わる。しかしながら、単にお化粧をすればよいのではない。内側から健康になって初めて本当にいい顔色になる。
- ・ だからこそ、常に景観をチェックしつつ、自分たちのまちの元気さ、自分たちのまちの方向性に関わり続けることが重要である。

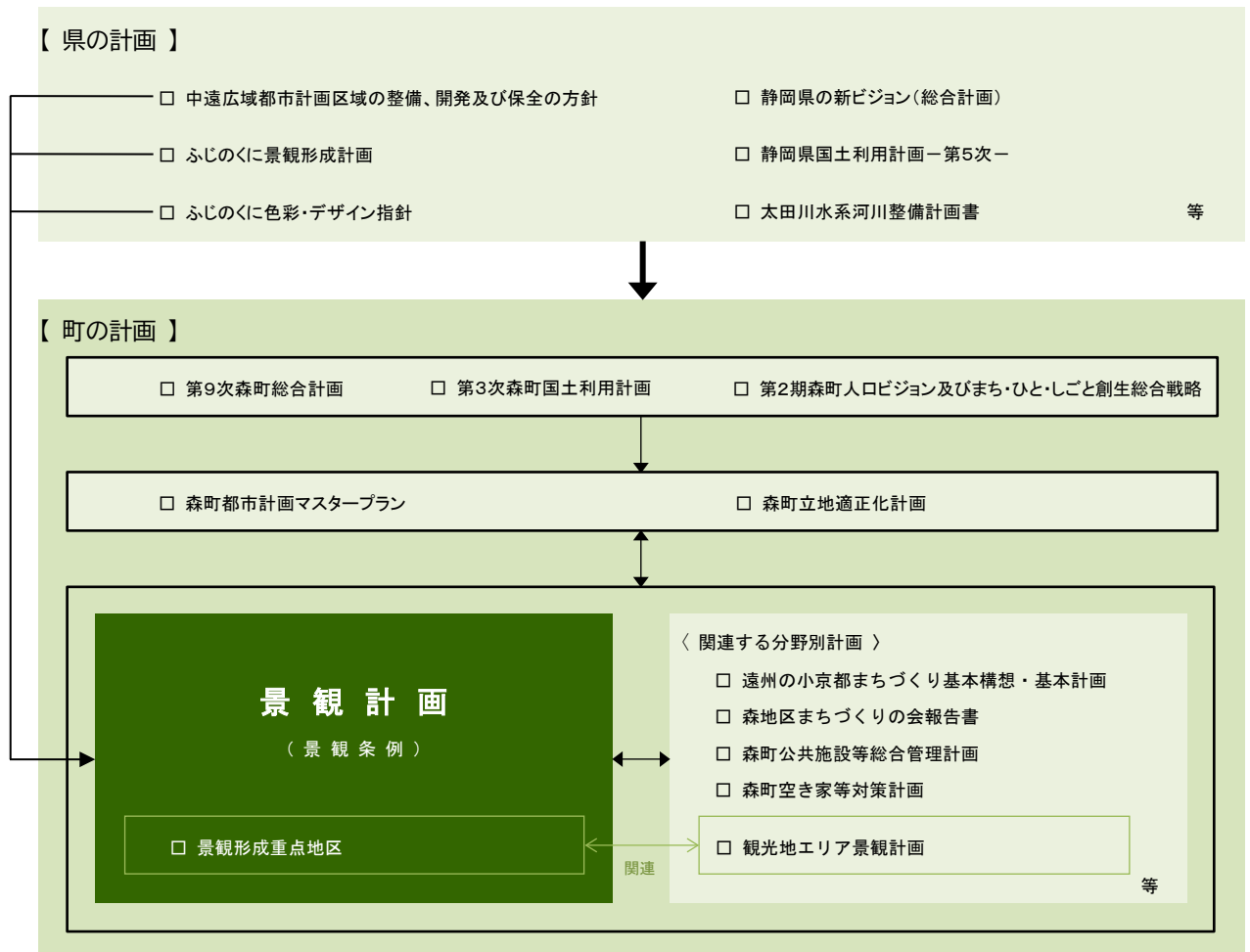
3. 計画の位置付けと期間

本計画は、森町の景観形成に関する方策について、景観法第8条の規定によって総合的に定めるもので、都市計画マスタープラン等の上位計画に位置付けられた将来像を「景観」の視点から実現することを目指すものです。

このため景観計画においては、森町都市計画マスタープランにおける「将来像」や「土地利用、都市環境、景観形成の基本方針」を踏まえて将来像や基本方針を掲げ、将来像を実現するため「具体的な施策」や「景観形成基準」を設定し、さらに「景観形成重点地区」の候補地区を検討しました。

なお、本計画の目標年次は、都市計画マスタープランの目標年次と合わせ、概ね20年後の2040年（令和22年）とします。ただし、今後の社会情勢の変化や各種計画の変更等により、必要に応じて見直しを行います。

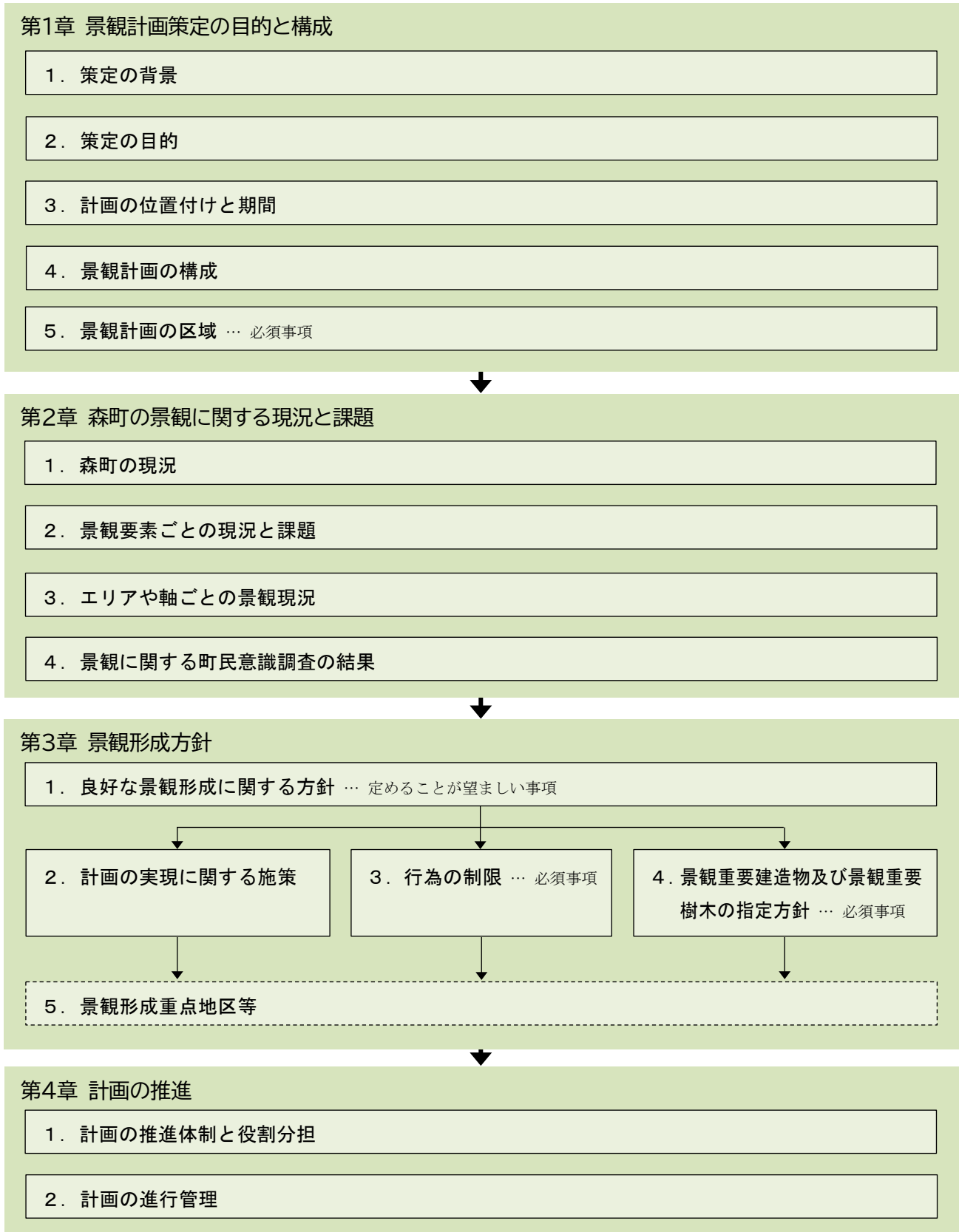
■ 計画の位置付け



4. 景観計画の構成

景観計画は、景観法に基づき必ず定めなければならない事項（必須事項）と、定めることが望ましい事項、市町村ごとに必要に応じて作成できる事項（選択事項）で構成されます。

本計画においては、森町の特성에 応じて、以下の構成で計画を策定します。



5. 景観計画の区域

良好な景観づくりを推進するため、景観法に基づき定める景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、森町全域とします。

■ 景観計画区域図

